

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月六日奈良県指令桜土第四七―六号

平成二十六年十月二十九日奈良県指令桜土第四七―六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十一月二十日桜土第六六―七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市朝倉台西八丁目一〇八番四七、一〇八番四八、一〇八番六五、一〇八番六六
及び一〇八番六七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字桜井八七五

菊川政次